OECD BEPS 国際課税改革と競争・格差

公益財団法人　東京財団政策研究所

デジタル経済と国際課税プログラム（ウェビナー）

- 櫻井玲子　NHK 解説委員（経済全般　国際経済　デジタル経済担当）
- 中尾武彦　みずほリサーチ＆テクノロジーズ（株）理事長。前アジア開発銀行総裁

（公財）東京財団政策研究所「デジタル経済と国際課税プログラム」

- 森信茂樹　東京財団政策研究所研究主幹（研究分担者）
- 渡辺徹也　早稲田大学法学学術員教授（プログラムメンバー）
- 岡直樹　　東京財団政策研究所研究員（研究代表者）　司会

昨年（2021 年）10 月に、OECD はデジタル時代の新しい国際課税ルールについて、136 か国の参加を得て“歴史的”とも言われる合意を達成しました。

公益財団法人・東京財団政策研究所「デジタル経済と国際課税プログラム」では、この 100 年に一度とも謳われる合意を題材に、パネルディスカッションを行いました。（2022 年 6 月 29 日）

国際金融、報道、租税法、税社会保障改革といった異なったバックグラウンドを持つ専門家によるディスカッションを通じて、デジタル時代の企業課税、富の集中と競争・格差を巡る最先端の議論や展望を立体的に示すことができました。

※パネリストの間で交わされた議論へのアクセスを容易にするため、発言を資料と併せて収録いたしました。編集・文責：東京財研究所デジタル経済と国際課税研究プログラム（岡）

資料　▶こちら　東京財団 BEPS 国際課税ウエビナースライド.pdf

動画　▶こちら【動画公開】OECD BEPS 国際課税改革と競争・格差

【司会・岡】　今回は、昨年 2021 年 10 月に 135 あまりの国が合意した歴史的とも言われる国際課税改革を題材に、4 人のそれぞれ異なった特色のあるバックグラウンドをお持ちのパネリストの方にお集まりいただいて、ディスカッションしていただくことといたしました。

前半はこの合意の内容の紹介とその評価について、後半では合意後の競争や分配の問題を広く取り上げたいと思います。デジタル時代、そしてポストコロナの税制をめぐる問題を立体的に切り取ってお見せすることを目指します。

国際課税は、実は一般の人が関心を持つ格差やデジタル化にも直結している。

【櫻井】NHK の櫻井でございます。私が国際課税交渉に本格的に関心を持ち始めましたのが、2019 年の初めごろ、日本が G20 議長としてこのテーマを積極的に取り上げるという話を聞いたころです。国際的には GAFA が巨大な利益を上げることに不満を、一般の人たちも感じ始めた頃だったと思います。

当時はこのテーマは全くテレビ向きでないと言われておりまして、実際 G20 のテーマの一つであっても、ニュースではほんの一言入るかどうかいうぐらいだったのです。けれども、このテーマはすごく深く、そして実は一般の人が関心を持っている格差やデジタル化といった動きにも直結する話だということで、取材を始め、以来ずっとこのテーマを追ってまいりました。

今日は“ど素人”の立場で、専門家でないというところを活かして、国際課税の新ルールの成果と課題についてお話させていただければと思います。どうかよろしくお願いいたします。

グローバル化や技術の発展が深刻な格差を生んだ。市民の憤りが合意の背景にあった。

【中尾】みずほリサーチアンドテクノロジー理事長の中尾です。1980 年代の後半に岡さんと同じ課の、財務省・大蔵省主税局の国際租税課というところにおりまして、その頃多国籍企業にどういう課税をしていくべきか、どういう課税が一番公平でかつ税収をあげることができるか、といったことを担当していたが、その頃に比べて圧倒的に変わってきたのが金融機関の収益だとか、その後プラットフォーム企業というか、デジタル関係のサービスが国境を越えて提供されるようになり、かなり状況が変わってきた。

私自身はアジア開発銀行の総裁等を経験し、アジアをみてきたが、世界中に技術の影響が及んでいる。それに伴って、グローバル化や技術の発展に伴って、格差が広がって、儲かる人はすごく儲かるのだけど、普通の人はそうでもない、あるいは場合によっては失業したりするような中で、この課税問題どういう考えていったらいいのか。

去年初めにバイデン大統領になってからこの問題も国際的にかなり進展したと思ったが、アメリカの政治の状況もあり、現在停滞もしていますが、方向としてはここでやるべきだと強く思っています。そういうことも含めて、つまり政治、それから分配、国際課税問題といったことを今日は出来る限りお話ししていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

デジタルの経済社会に与える影響をずっと追ってきた。

【森信】東京財団政策研究所で研究主幹をしております森信です。私はこのデジタルの問題に昔から興味があって、これまで財務省主税局で税制を研究してきた流れもあって、ずっとデジタルの経済社会に与える影響というのを追ってきました。今日、そうしたことに基づいていろいろ議論させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

国際課税は 3 年前の福岡の G20 財務大臣会合で取り上げられた。シェアリングエコノミー等も含めて議論したい。

【渡辺】早稲田大学で租税法を教えております渡辺と申します。このデジタル課税の問題については、森信先生と一緒にシェアリングエコノミーやデジタルサービスタックスの勉強をさせていただいたことがあります。

今回の OECD、それから G20 の合意について、これについては思い出深いのは 2019 年に福岡で、私の郷里でもあるのですが、G20 財務大臣会合があり、そこで当時の麻生大臣たちがいろいろ話をするところに行く機会がありまして、朝ホテルで岡先生とも偶然いっしょになりました。あの会合から 3 年経ちましたが、こういう合意というところまで話が進んでいるのは、大変感慨深いものがあります。今日はそのような点も含めて色々と話ができたらと思います。

Ⅰ合意の内容と評価

（1）合意の内容

【司会】それでは早速合意の内容とその評価について議論を始めたいと思います。そもそも 昨年（2021 年）10 月の国際課税改革合意を生んだ OECD・G20 の BEPS プロジェクトはなんぞやということです。

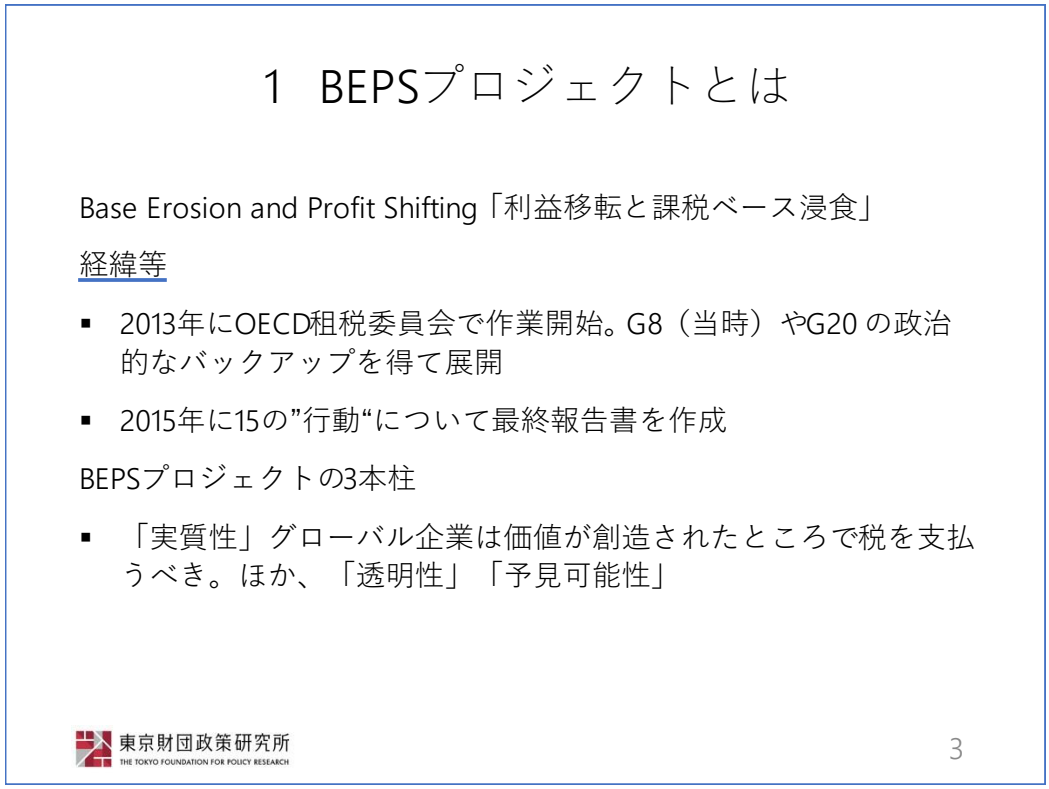

BEPS プロジェクトは「グローバル企業は価値が創造されたところで税を支払うべき」という原則を追い求めてきた

BEPS とは 利益移転と課税ベースの侵食のことですが、多国籍企業の合法的な租税回避で、法人税の課税ベースが侵食されていることや、既存の制度の抜け穴、あるいはミスマッチが放置されることで、これは、条約を一回つくってしまいますとその改定に時間がかかるので、そのままになっていると。そういったことへの各国の強い危機感が背景にございました。

このプロジェクトは 2013 年に OECD 租税委員会で日本人の議長、浅川氏のリーダーシップの下始められたものですが、各国の税当局のプロジェクトというものにとどまらず、G8・G7 や G20 などの強い政治的なバックアップのあるプロジェクトである、というのが特徴になっています。

食糧問題等を巡って、昨日 6 月 28 日まで行われたドイツの G7 サミットでも、首脳たちは国産課税改革の合意をタイムリーかつ効果的に実施することへの政治的なコミットメントを再確認しています。

そして強調しておきたいのは、このプロジェクトの大きな柱、あるいは”旗印”のようなものの一つが、「グローバル企業は価値が創造されたところで税を支払うべき」、こういう原則があるということです。つまり、帳簿上の利益操作、あるいはスキームによる合法的な租税回避への対応ということが強く意識されていると思います。

デジタル経済と国際課税を巡る議論(BEPS2.0）の背景には 3 つの重要な点があった。

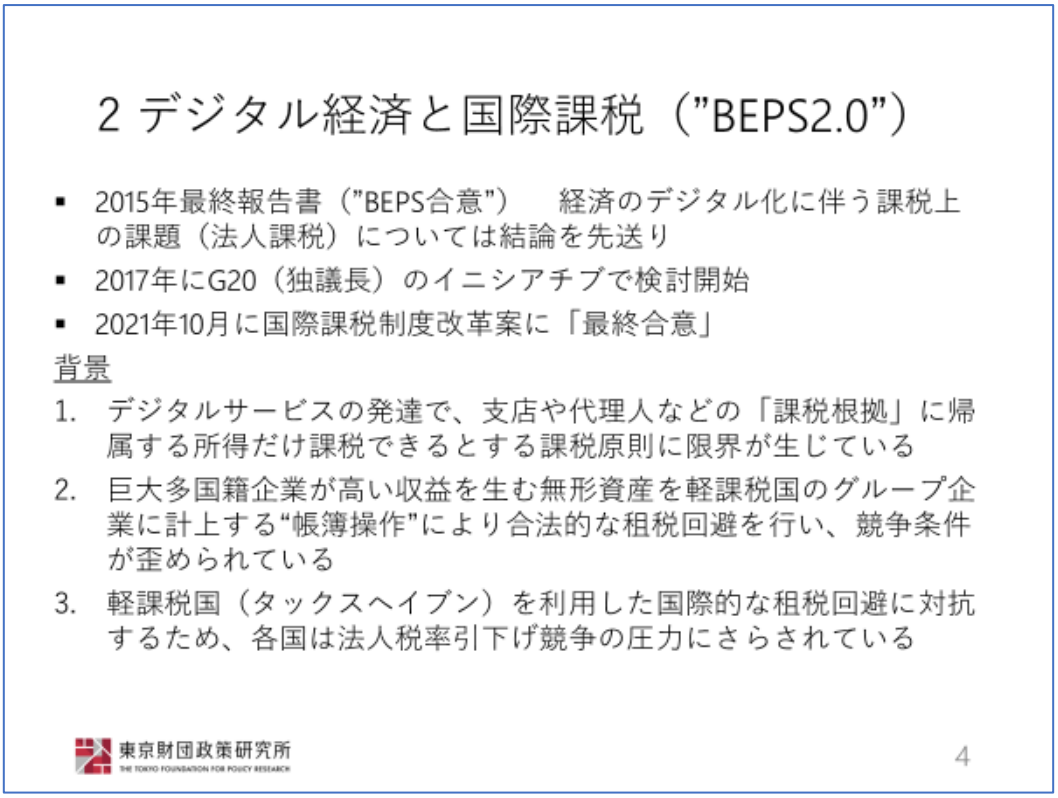

【司会】次に、本日のテーマでもある デジタル経済と国際課税について触れたいと思います。

BEPS は、2015 年に 15 本の報告書を公表しておりますが、この段階でデジタル経済における法人課税の問題については結論を先送りしています。この問題に再度取り組んだのが、2017 年から作業が始まり、議論の末、昨年（2021 年 10 月）の最終合意に至った いわゆる”BEPS2.0”です。

議論の背景には、次の 3 つがあることを指摘できると思います。

一つは、デジタルサービスの発展で「支店などの課税根拠がある場合に、それに帰属する所得だけを課税できる」としてきた 既存の課税原則に限界が生じた点。

2 つ目には、巨大多国籍企業が、高い収益を生む無形資産を低課税国のグループ会社に計上する”帳簿操作”により、広範囲な租税回避が合法的に行われることにより、競争条件がゆがめられてきている、ということです。アイルランドやオランダを利用した、Google や Apple などの租税回避スキームが有名です。

そして、3 つ目。より大きな問題としては、いわゆる法人税率の引き下げ競争、「Race to the bottom」の問題があります。

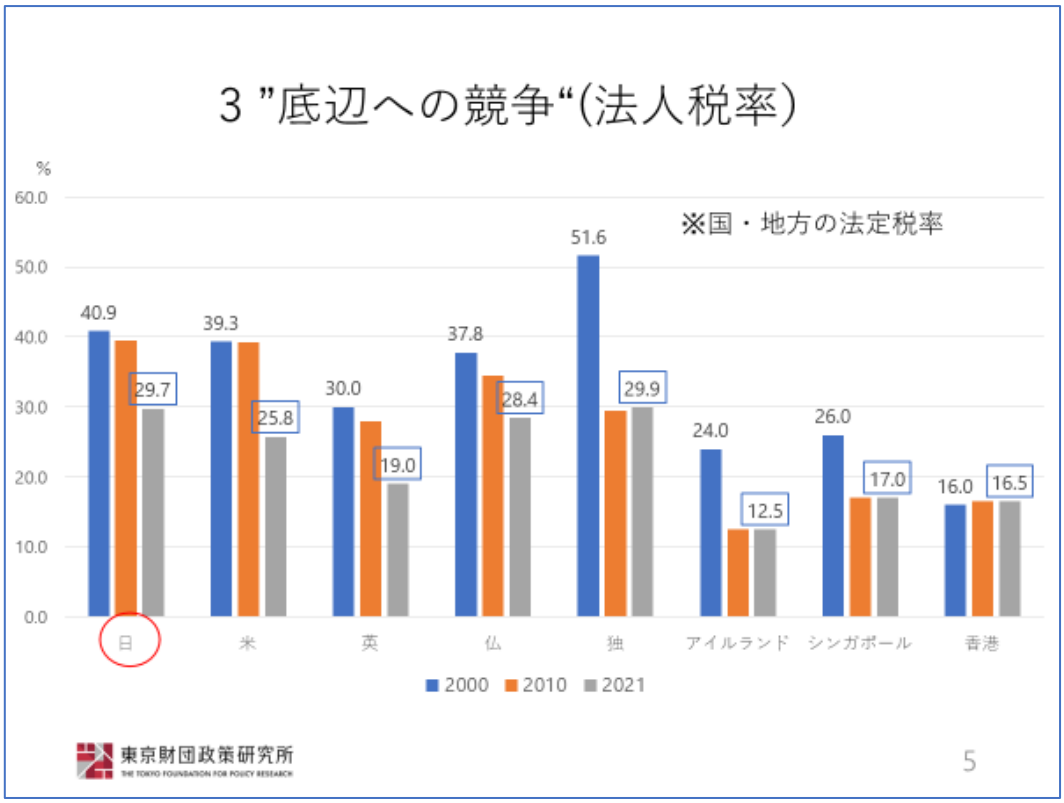

ここ 20 年間に、例えば米国で見ますと、法人税率は約 40%から 25%に引き下げられています。日本でも 40%から 30%に 10 ポイント引き下げられている。他の先進国でも同様の事情があるわけです。

ここで、税制、特に法人税のご研究で知られている渡辺先生にお尋ねしたいと思います。昨年合意しました改革案の概要について紹介いただけますでしょうか。また、どのような点について注目されているか説明いただけますでしょうか。

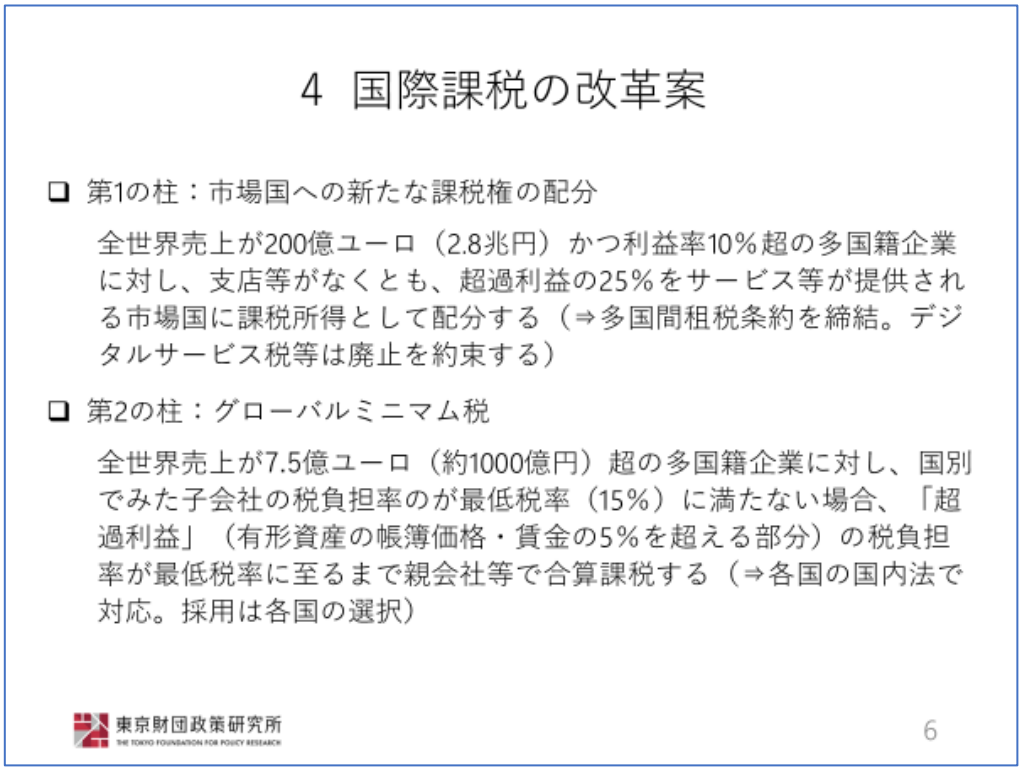

国際合意は約１００社を対象にした第１の柱、６０００社程度が対象になると言われる第２の柱の２つの措置から構成されている。

【渡辺】　議論の背景としては既にご説明のあったかと思いますが、2015 年の BEPS 最終報告書において、デジタルに関する問題というのは、間接税については一応の解決を見たわけですが、直接税について宿題となっておりました。その宿題が昨年 10 月の包摂的枠組みにおける合意によって、一応の目処が立ったということです。今後は合意を実施するための段階、すなわち、インプリメンテーションを段階に入っていくわけです。

合意内容はスライドの 4 で「4　国際課税の改革案」にあるように、第 1、第 2 の二つの柱からなります。まず、第 1 の柱は、先程述べた 2015 年以来の宿題であるデジタル企業への課税を、正面から捉えて議論してきた結果と言えます。そこにあるように、全世界売り上げが 200 億ユーロかつ利益率 10%超の多国籍企業に対し、支店等がなくても"超過利益"の 25%をサービスの提供される市場国に課税所得として配分するというものです。

注目すべきと思われる点ですが、いくつかあります。まず、企業の全世界における売り上げを基準にしていること。超過利益の全てではなく、4 分の 1 だけが市場国へ配分となること。そして、デジタルサービス税"DST"と呼ばれるものですが、これの廃止が一応約束されていること。"多国間租税条約"、バイラテラルではなく、マルチラテラルの条約の締結が予定されている点。

注目すべき点はまだあります。第 1 の柱は、GAFA のような巨大デジタル企業に対する適正な課税を目的としてきたはずなのですが、合意においてはデジタルという文言は姿を消し、「超過利益への課税」ということになりました。アメリカがデジタル課税と銘打つことに強く反対したことが大きな原因と聞いています。ただ、デジタルに特化しないということになったので、この課税の対象スコープが少しぼやけてきたような感じがいたします。

第 2 の柱ですが、これは国際的租税回避への対処であり、そうすることで世界中のどこの国においても課税されない所得、あるいは著しく低くしか課税されない所得が存在することを排除するものです。内容はスライドにあるように、全世界売上が 7.5 億ユーロ（約 1,000 億円）超の多国籍企業に対し、国別で見た子会社の税負担率が、「最低税率 15%」に達しない場合、超過利益の税負担率が最低税率 15%に至るまで親会社で課税する。これを「トップアップ課税」と言っています。注目すべき点としては、売上が基準になっていること、ただし、その基準額は第 1 の柱よりずっと低いということ。したがって、対象となる企業の数が第 1 の柱は約 100 社程度と言われているのに、第 2 の柱は 6000 社程度になるということです。

一昨年（2020 年）10 月に OECD から公表されたインパクトアセスメントに関する報告書では、第 1 の柱より第 2 の柱の方が各国の税収増に与える影響が大きいということが示されました。そういうこともあって、多くの先進国は、どちらかといえば第 2 の柱の方に注目しているようです。第 1 の柱がデジタル企業への課税として議論されていたときは、市場国や途上国は税収が大きく増えると期待していたのですが、実際に対象となるのは 100 社程度となってしまいました。これはデジタルサービス税の廃止にも影響を与える可能性がありますが、このことについてはまた時間があれば後で触れたいと思います。

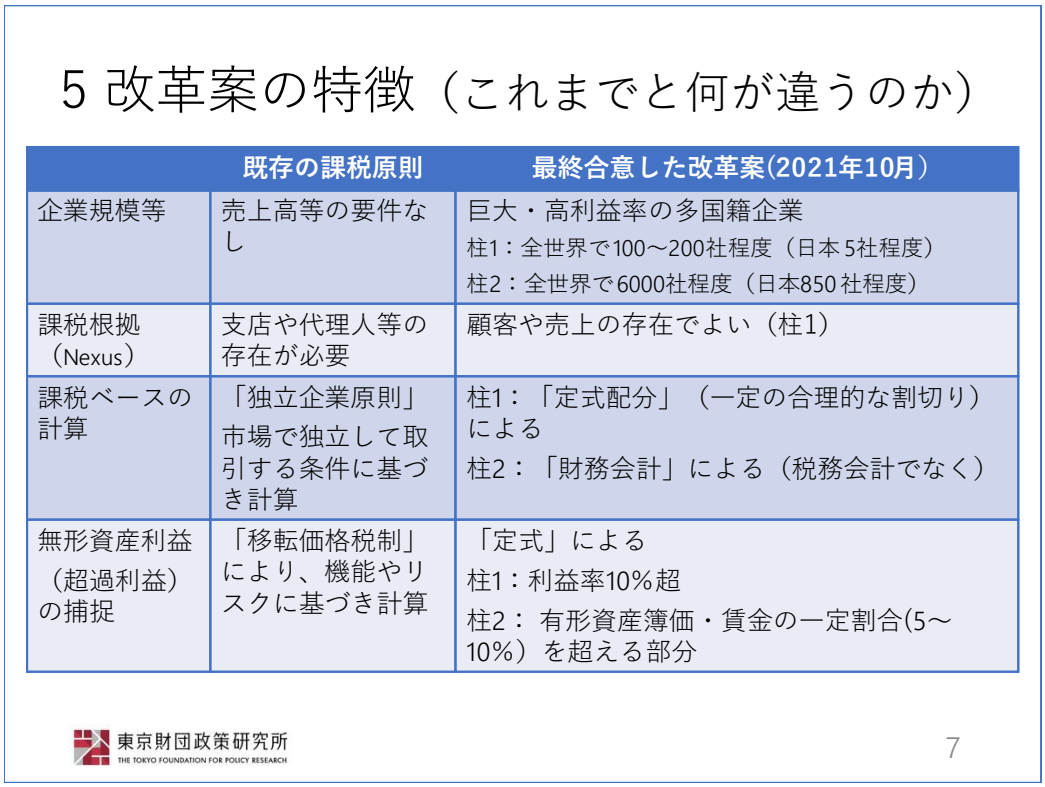

合意した改革案は、大きな売上があれば課税根拠とできること、課税所得は時価（独立企業原則）でなく定式配分による計算によること、といった新課税原則を大胆に採用した。

【渡辺】続いてスライド「5　改革案の特徴（これまでと何が違うのか)」、　合意内容の特徴を一緒に見ていきたいと思います。ここに書いてあることの幾つかは既に説明をいたしましたが、気をつけていただきたいのは、「これまでの国際課税の原則と何が違うのか」という視点です。

まず、課税の根拠がかつては支店等の物的な本拠、フィジカルプレゼンスでした。"恒久的施設"とか"Permanent Establishment"というような言葉で表されることもあります。しかし、巨大デジタル企業というのは、デジタル技術を駆使して物理的存在を市場国に作らずに広告収入などを得てきました。これに対処するために、ネクサス（課税の根拠）を「一定以上の売上」としたのです。多くの売上を市場国であげているのであれば、支店をそこで持っているのと同じだというような考え方です。

次に課税ベースの計算についても、特に第 1 の柱では本店と支店との間などで"独立企業原則"、Arm's Length 原則に基づく適正な時価取引を擬制して、それに基づいて双方に利益を割り振る方式から、一定の定式、"フォーミュラ"に基づく配分方式に変わりました。それが先ほど説明があった利益率 10%を超える部分を超過利益とし、更に当該超過利益の 25%を市場国に分配するというやり方です。

第 2 の柱が財務会計に依拠する理由の一つは、事務負担を軽減するためだと言われています。無形資産から生じる利益についても、移転価額税制による算定方法、例えば残余利益分割法などから、一定の割り切りによる定式を使う方法に変わっています。この辺は時間の関係で詳しく説明できませんが、かなり専門的な話になるので、今日はそこまで気にしなくても良いのではないかと思います。

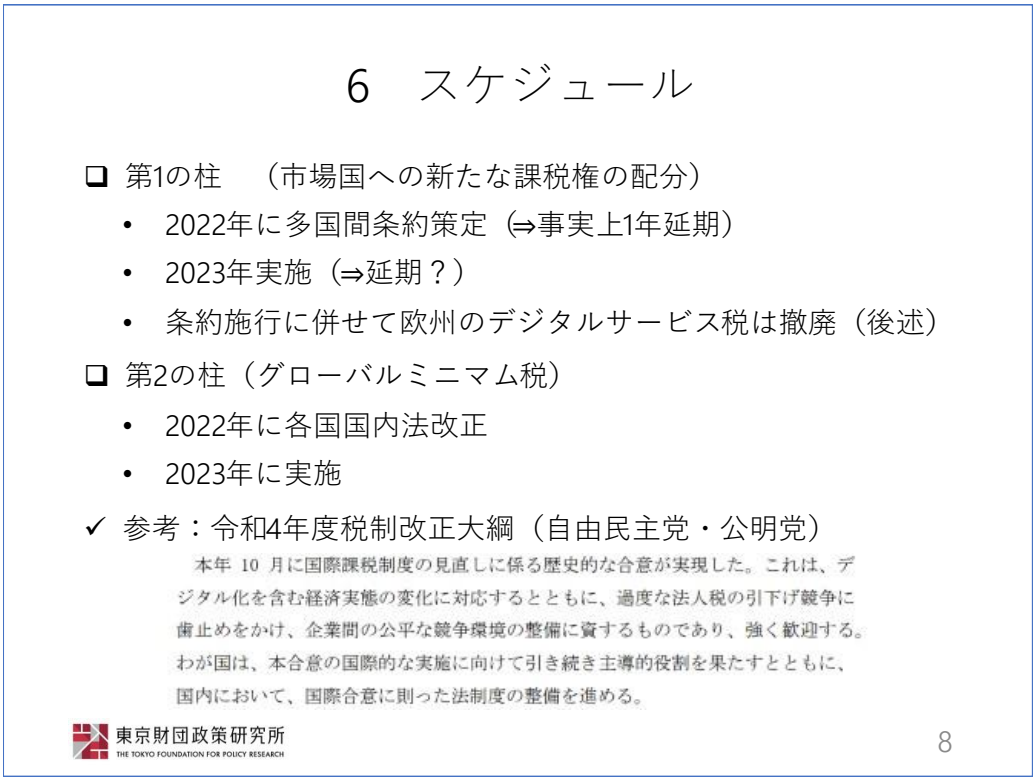

第一の柱も第二の柱も 2023 年の施行を目指しているが、不透明な部分もある。

【渡辺】スケジュールについてですが、2022 年に第 1 の柱は多国間条約、第 2 の柱は国内法改正、そして 2023 年に第 1・第 2 の柱の実施とありますが、これは当初から相当に野心的な設定だと言われていました。

既に第 1 の柱のスケジュールは延期されるであろうということが OECD より発表されているように報道されています。また、第 2 の柱についても、確かに第 1 の柱よりは工程が進んでいるのは事実です。（OECD による）モデルルールの策定やコメンタリの公表などがありますので、工程は進んでいるのですが、各国が国内法の整備を終えて来年に実施がスタートするというのは、少し早すぎるのではないかというような印象があります。ここら辺はこれからも変わっていくところなので、今の段階では何とも言えません。

（2）ディスカッション　国際合意の評価

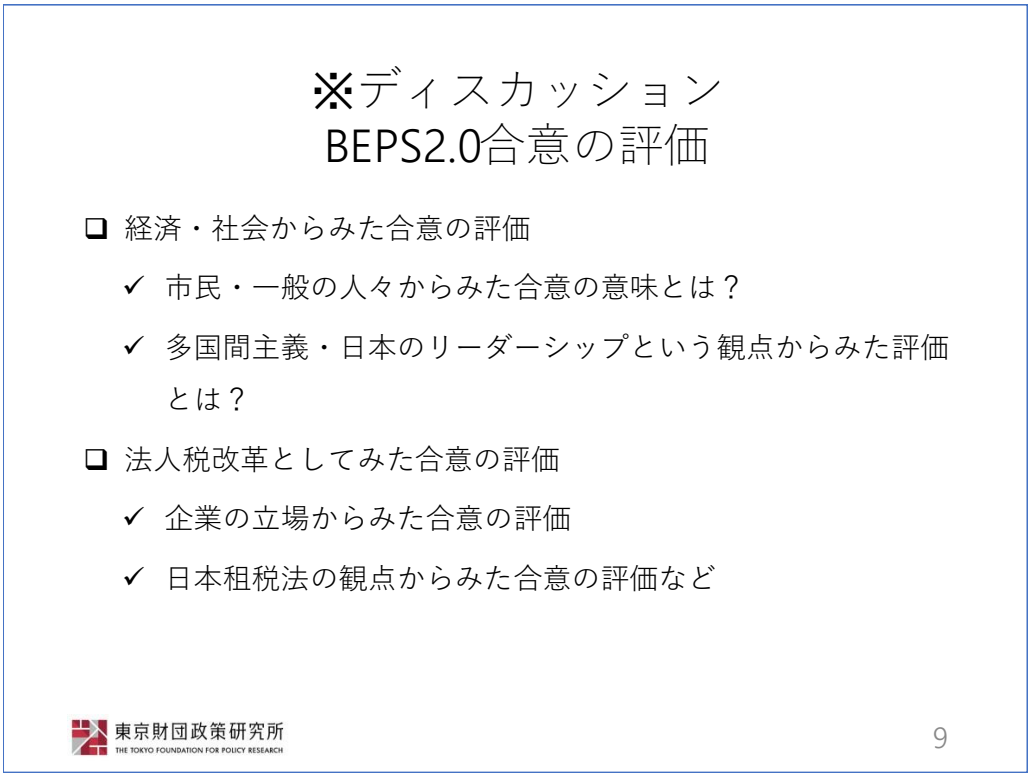

❑ 経済・社会からみた合意の評価

✓ 市民・一般の人々からみた合意の意味とは？

【司会】国際関税改革合意の評価についての議論に入りたいと思います。大きく２つ に分けて議論していただきたいと思うのですが、一つは経済社会に与えるインパクトをめぐる問題。もう一つは、法人税改革の観点からの問題で、お願いしたいと思います。まず櫻井先生に伺いますですが、国民・市民や一般の人から見た合意の意義についてです。国民や一般の人からみて、今回の BEPS 合意はどのような意味があるとお考えでしょうか。

国際課税が一般市民にも関心のある格差是正に貢献できるツールであるという認識を広めたことが大きい。

【櫻井】やはり、最大の成果は、実はこの国際課税の交渉が、私たち一般市民にも関心がある格差の是正ですとか、デジタル化の進展に伴って生じた不平等の是正、こういったことに、実際役立つツールであるということを広く知らしめた意義がすごくあると思うのですね。

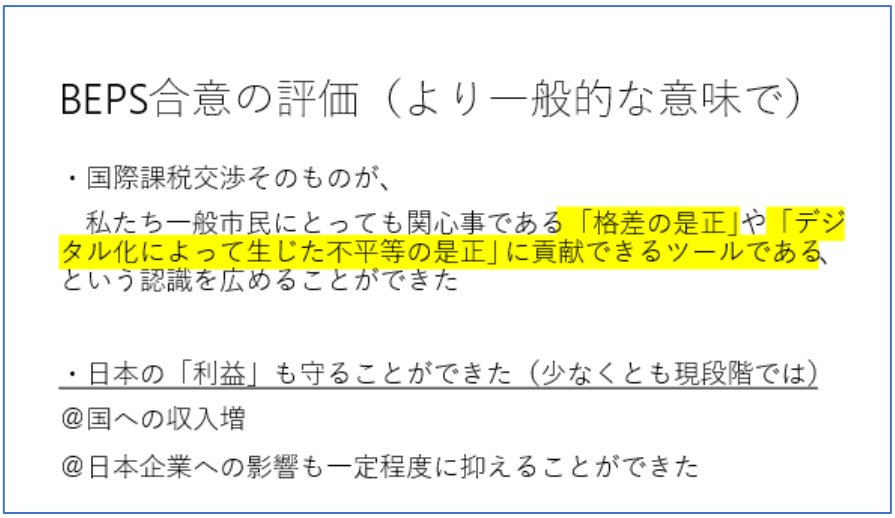

ここで言う格差というのも、正確には企業間の格差かもしれませんが、世論は非常に敏感になっていまして、OECD の調べでも今や 5 人に 4 人が「格差が大き過ぎる」と感じていますし、10 人中 6 人が「政府は税金と給付によって「富める者」「貧しい者」の格差を是正すべきだ」と考えていると、こういったリポートも出しています。

こうした企業間格差が個人の所得格差を拡大させているというデータも一部にあるようですし、間接的にせよ、それが私たち一般市民にも影響を及ぼすものだという実感を多くの人が抱いているという現状だと思います。対立が厳しいアメリカと中国ですら、少なくともこの建前では格差の是正をうたっている、こうした世論が合意を後押ししたのは間違いないわけでして、ダイレクトな形で　私たちの暮らしにも影響を及ぼすのだなという実感をもたらしたことが大きかったと思います。

国際的なリーダーシップと常識的な範囲内での取りまとめを両立させた。日本の国際金融外交の勝利とも言える。ただ、合意を正しく評価するには実施まで見届ける必要がある。

【櫻井】もう一つの意義は、日本の立場からしますと、この議論の中で重要な役割を果たしてかつ国として、そして日本企業としての利益も一定程度守ることができたということは、大きかったのじゃないかと思います。特に当初 GAFA 課税と思われていたデジタル課税が、より広範な対象の国際課税になりそうだという時点で、交渉中にですね、実際に多くの企業関係者の方から懸念の声をよく聞きました。

一方で、政府内には G20 議長国を務める責務もあり、日本や日本企業の利益を守ろうという狭い視野だけでなく、より大きな視点で国際的な議論を取りまとめるべきだ、というような意見も聞かれていました。実際、合意がターゲットを絞り込む形で常識的な範囲内で取りまとめられたのは、やはり大きかったと思います。ピラー 1 ピラー 2 ともに増収が期待されるという点でもですね、日本の国際金融外交の勝利ともいえるのではないかと思います。

最後に、この BEPS 合意を正しく評価するには、これが最終的にどう着地するかまでを見届ける必要があると感じています。渡辺先生からお話ありましたが、ヨーロッパではピラー1 の取りまとめ作業が予定より遅れているという見方もありますし、アメリカもバイデン政権の今年の秋の中間選挙の結果次第で、物事を推し進めていく力というものが失われていくことが予想されます。

この BEPS 合意の成果の一つというのは、国際課税のルールについての予見性を高めるというところ

が大きかったはずですけれども、その実施に当たって見通しがつきませんと、これは日本企業の方々にも、その実施にあたって不必要な不安を生じさせることになりかねないと思います。
そういう意味では、国際課税のインナーの議論に加わって、リードしていくような人材を育てて、日本政府は送り込み続けてほしいですし、報道としても合意ができたという段階にとどまらず、着地まできちんとフォローをしていく必要があると思っています。

日本にとっては世界的にみて巨大企業が少ない課題も浮き彫りになった。

【櫻井】そして、余談ですけれども、巨大企業への課税を議論していく過程で、実は世界的に見て日本企業で巨大企業と言える企業は少ないという非常に厳しい事実が浮き彫りになったこと、これも日本にとった大きな課題だと感じまして、国際課税の議論にとどまらず大きな視野で、この BEPS 合意の意義というものを政府全体で、そして企業関係者の方々にも捉えていただければと思いました。

【司会】大変重要な、租税法の行間からだけではなかなかわからない問題を提起していただきました。今の議論に関して、パネリストの方から ぜひコメントがありましたらお願いしたいと思いますが。

先進国で winner-takes-all(勝者独り占め)・格差の傾向が強まり、社会の分断が深刻になっている。合意の背景にはそうしたことへの憤りがあった。合意の実施には問題もはらんでいる。

【中尾】今櫻井さんがおっしゃったように、非常に重要なポイントで、各国で社会の分断を感じるようになっているのですね。それは所得の格差がすごく大きくなっていて、特に先進国においてはですね、アメリカなんかもそうです。

例えば財務長官をやったポールソンさんは資産が 800 億円になって、それはゴールドマンサックスのパートナーっていう株を持ったらお金になったっていうことと、所得は給料自身が 50 億円と、そういう人がいる一方で、普通の労働者というか工場で働いている人とかは（所得）300 万円などであんまり変わってないのですね。

特に金融関係の会社、あるいはそのデジタルテクノロジー関する会社では Winner takes all みたいな、ちょっとした工夫、あるいは人より先のことをするとものすごく儲かるのです。そういうことについてのリゼントメントというか、憤りがまず先進国で非常に広がってきて、それが政治の問題にもつながっている。

これは民主主義の一種の危機にも繋がる問題と多くの人は感じている。それが今回の合意の背景にもなったのだけれども、それが具体的な話になっていくと国ごとの利益の違い、アメリカはそういう（巨大テクノロジー）企業を持っていて、日本はどちらかといえば少ない訳です。そして、ヨーロッパはアメリカの大企業から少し納税してほしいし、アメリカの中にはわざわざ相手に税収を渡さなきゃならないのかという議論になる。

アメリカの中でも企業の自由の活動を推進する立場と、公平性を図ろうという立場、バイデンはどちらかというと後者だと思うが、それが非常にはっきり分かれている。

今回の合意を推進したのはそういう背景があるけれども、実際できるかどうかについては、各国の利

益の違い、そして各国国内における立法とか、租税条約の批准が要りますから、そういう問題をはらんでいるなということを櫻井さんの話を聞いていて思いました。

BEPS の始まりには、欧州の市民運動があった。企業がプレゼンスに応じた税を払っているかどうかチェックしていく必要がある。

【森信】この問題は、どうやって始まったかというと、イギリスのロンドンの市民が、スターバックスがあれだけイギリスで活躍して収益をあげているにもかかわらず税金を払っていないじゃないか、そういう認識の市民運動から始まっているのですね。それを政治が汲み上げて、国際的に広がっていったわけですが、そういうスタートの市民運動みたいなところが、日本には欠けているなと私はいつも思っています。日本でも、"GAFA＋α"のデジタル企業がたくさんありますが、そうした企業がプレゼンスに応じた税金を払っているのか、マスメディアも、我々もチェックして、そういう動きにつなげていくことが今後重要になるのじゃないかなと私は思います。

【司会】今のお話を伺って、当時イギリスの政府の人と話した時に、スターバックスはボイコットできるけど、アマゾンはできないなって。要するに、それだけ生活に入ってきてしまっているっていう点も含めて問題の広がりがあるのだと思います。

✓　**多国間主義・日本のリーダーシップという観点からみた評価とは？**

日本は 2015 年 BEPS 合意実施のための枠組みを京都でホストして立ち上げている。

【司会】これは日本と BEPS の作業という観点で出来事を抜き書きしてみました。例えば 2015 年に BEPS 合意がなされた後ですね、先ほど櫻井先生がおっしゃったようにどうやって実行するのか、きちんと実行するというのが大事なわけですけども、その枠組みを日本は京都でホストして立ち上げています。

それから、BEPS に関しての情報を提供しているサイトを日本政府が OECD を支援して作ったりとか、そもそもこの問題に一番長く財務大臣として関与されたのは、最初から、ほとんど合意ができる直前まで関与されたのは麻生財務大臣であったりとか、そういう意味では、非常に日本の貢献があったという指摘もありますし、それは事実だと思うのです。

中尾先生にお尋ねしたいと思うのですけど、財務官あるいは ADB（アジア開発銀行）総裁など、国際交渉の現場で長年の経験をお持ちの立場から、今回の国際合意についてどのような感想をお持ちでしょうか。中尾先生は、主税局で税の交渉についても実際にご経験がございますよね。

税は OECD の機能の中でも非常に重要な分野だ。いろいろなルールを作り各国は実践してきている。

【中尾】私も G7 や G20 の会議、あるいは IMF に出向したこともありますし、アメリカの大使館にいたこともあるので、財務省の中でも国際派と言われる立場になるのだろうと思うのですが、今回の合意にあたって、浅川雅嗣氏、今はアジア開発銀行総裁、私の後任ですけれども、彼の果たした役割は非常に大きくて、財務官になっても、国際通貨や援助とかの問題の交渉をしながら、この議長も兼ねてやっていましたね。

そういう意味では、人的貢献もあるし、こういうものを進めていくホストとしての機能も大きかったと思うのですけれど。どうも、日本の貢献というものは、一般的に英語国あるいはヨーロッパとかアメリカに手柄がいっちゃうような部分もある。実は日本は戦後ずいぶんいろいろな役割を果たしてきたのですよ。

ついでに、こういうことが出てきたので、経済面における国際的な協調というのを考えてみるとずいぶん古くて、例えば郵便の制度、万国郵便制度でどうやってお金を分け合うのだといったこと、19 世紀ぐらいから国際的な経済活動が増えてくるとそういったことが増えてきますよね。国際連盟の下でも ILO で労働の問題をどうしていくのかといった話もあったし、国際連合が、国民経済計算って戦前からあったのだけれども、それを統一していこうっていう世界で一緒に仕事をしていくと、ルールの面でも統計の面でもいろいろなことを調整しなきゃいけない。

特に OECD っていうのは皆さん、先進国の会議ということ以外にあまり関心があるのかわからないのだけれども、例えば援助というのは中途半端な援助でなくて、思い切り安くしなければ、その国からの購入に限った援助はできないとか、輸出信用というのはダンピングしてはいけないので、一定の基準の金利に一定の上乗せをしなきゃいけないよと、色んなことを先進国同士で決めてるのです。

実は税の分野っていうのは、OECD の機能の中でも非常に重要で、先ほど御紹介があったタックスヘイブン対策税制（CFC 税制）ですね、税金の低いところから配当してこなくても、そこに留保された所得を課税するとか、あるいは移転価格税制ということで、自分の仕入れを高くして販売を低くすると利潤が減りますから、所得の課税を免れることができますよね。だから税率が高い国では、利潤は小さくみ

せて、税率が低いところで利潤をためていくようなことに対して、OECD はこれまでいろんなルールをつくって、各国は実践してきているのです。

だから、今回のことはそういうことに加えて、かなり抜本的にその国際課税のあり方を変えるって言うという、かなり面白い話で、よくできたなって思います。それは各国の主税局というか税務当局者で共通の問題意識を持っているっていうことで、そういう専門家の一つの努力の成果だということ。

それから日本がその中で一定の役割を果たしたことにおいて、非常に重要な意味があるのだけど、先ほどから指摘されていますが、本当に予定通り実施できるのかどうかっていうのはチャレンジです。

今回は利害を乗り越え良く合意した。国際的な協調が必要な分野は、人権、気候変動、プライバシーなどにも広がっている。

【中尾】ちなみに、こういう国際的な分野っていうのは、貿易とか、私もやっていた為替、特に固定相場制から変動相場制になった為替、それからいろんな金融危機がありましたが、金融規制も統一・ハーモナイゼーションするべき分野です。それから最近はですね、人権と貿易だとか、それから気候変動だとか、どんどんこの領域が広がっていっています。もちろん、気候変動・炭素、あと、プライバシー、データ。そういったことがこれから進められていく上で、一つの試金石といったらあれですけれど、進めていかなきゃいけない分野だなと。ちょっと話を広げすぎましたが、そういうふうに思っております。

【司会】確かに最近、国連の中には、組織の代表ではないが、専門家の方から、今回の合意には人権問題があるという指摘があるようです。理由は開発途上国の取り分が少ないということらしいのですが、租税専門家からすると人権問題って言われても、なかなかどう対応していいかわからない。OECD 事務局のサンタマン局長はそんなことないと強く反論されていましたが、そういう意味で色んな問題に、関係国が増えるっていうだけあって、これまであまりなかった国際的な議論にもつながるとは思います。

同床異夢のまま合意し、実施段階に入った。もうひと悶着あり得る。

【渡辺】今回は、OECD の活動だけでなく、G20 と一緒にやっているというのが大きいのと、OECD の中で、Inclusion Framework（「包摂的枠組み」）と言って、約 140 か国がこのプロジェクトに参加している、ということも大きいですね。

そうすると、今ご指摘のあったいろんな国の人たちが自分のところに税金をよこせと言い出すわけでして、そこで途上国や新興国と先進国との間で綱引きのようなことが、今までの議論の中でやられていたと思います。

もう少し言うと、議論が始まったころは同床異夢のような形で、皆が自分の国でいいことが起こると思っていたような感じもいたしました。結局それが最終的に解決までは至ってなくて、しかし実施の段階に今や入っているので、これからもうひと悶着あるのではないかな、というような感じはいたします。

❑ 法人税改革としてみた合意の評価

✓ 企業の立場からみた合意の評価

【司会】次に、法人税改革としての視点からの評価をしてみたいと思います。日本企業にとって今回の合意はどのような影響があるのでしょうか。

「第 1 の柱」の課税はとりあえず Top100 社で合意し、日本企業で該当するのは数社といわれる。しかしホッとするのは早い。

【森信】日本企業は、BEPS ピラー 1 の合意の対象は先ほどの説明にあったように全世界で 100 社、日本企業はおそらく数社ということでホッとしているのでないかと思いますが、私はそんなに安心してよいのかな、と考えております。

と言いますのは、このピラー1 の合意は、極めて限定的な、“GAFA 狙い撃ち”がアメリカの方で受け入れられなかったために、100 社でとりあえず（対象を）拡充して合意をしたわけですが、これからの世の中のデジタル化を、経済を考えていきますとね、ますますデジタル化が進んでいく中で、たった 100 社だけで済むのか、と。

途上国、あるいは市場国の方がいいと思うのですが、デジタル経済を受け入れる国にとってみれば、たった 100 社から超過利益の 4 分の 1 程度の税収が配分されて、それで一件落着とは絶対いかないと思うのですね。例えば日本の自動車を例にとってみると、これまで自動車というのはものづくりでエンジンとか、そういった部分をしっかりつくって安全に運転するというところに付加価値があったのですが、これからは自動運転を考えますと、いかに運転のデータをたくさんとって、そのデータに基づいていかに運転を制御していくかというところに 力点が移っていくわけです。

それは、付加価値の大半が、モノじゃなくて、デジタルのサービス、データをとって、それを活用して運転していく、そっちの方に移っていくということを意味しているわけです。それを税の世界で引き直しますと、例えば途上国とか新興国で日本の自動車メーカーが車を輸出するときに、あるいはそういう途上国・新興国に現地法人あるいは工場を置いて生産するといったときに、途上国・新興国では言ってみれば自動車というハコだけを作って、つまり最低限の付加価値をそこに落として、肝心のデータとか自動運転の技術とか、そういうところは日本には残したままで、データで途上国あるいは新興国に送信していくと。そういう稼ぎ方をする可能性が出てきますね。

すでに、例えばコマツのブルドーザーなどは遠隔操作でできるわけですから、付加価値は遠隔操作している・データを持っているところに落ちてくるということで、ビジネスモデルが形成されつつあります。

そういうことを踏まえますと、 ますます今後デジタル化が進んでいくと途上国・新興国に落ちる利益・付加価値は少なくなっていくと。ということは、彼らの税収も落ちていく・入ってこなくなるということになりますから、それでピラー1 合意で、上位 100 社だけで超過利益を配分するという合意では納得できなくなるということが、必ず起きると私は思うのですね。

それは 3 年後かもしれませんし、数年後かもしれないですけれど、またもう一度改めてデジタル課税の見直しが進んでくる。

そうなるとやはり、IoT（Internet of Things）をこれからの最大のビジネスモデルとする日本企業にとっても、必ずそこの分野について波及してくると。デジタル化がどんどんどんどん進んでいくとですね、モノがサービス変わり、そのサービスは何も現地で生産する必要がないわけですから。そういうビジネスモデルができてくると、課税のあり方が大きく変っていく。

今回のピラー1 の合意だけでは十分な納得が途上国・市場国に得られないのではないかという風に思います。その辺を踏まえて、日本企業もビジネスモデルを作っていくときに、そういうことも考えながら、それはそれで決して悪いことではないわけです。ただ、そういうことを念頭に置いて、これから企業経営を考えていくべきではないかなと思います。

日本の観点からは、「第 2 の柱」の IIR（合算ルール）と、CFC 税制（タックスヘイブン対策税制）の関係を検討する必要がある。

【渡辺】合意自体はもちろん前向きに評価をしています。実際よくここまで来たと思います。アメリカの政権交代が大きかったと言えるでしょう。

もっとも、アメリカの民主党が今税制改正法案の実現で苦労しているのが現状だと思います。インフラ法案の方は米議会を通りましたが、税制改正を含む BBB、Build back better 法案は頓挫しかねないので心配しています。BEPS2.0 は、アメリカが同意してくれている間に何とか実施レベルまで詰める必要があると思っています。

それはさておき、日本の国内法の観点から何か言うということになるとすれば、これはおそらく、第 2 の柱の “IIR”、Income Inclusion Rule と、先ほども少し出ました CFC 税制（タックスヘイブン対策税制）との関係について触れる必要があると思います。この 2 つはよく似た制度ですけれども、それぞれ趣旨が異なります。

しかし、双方を完全に別々に実施してしまうと、納税者である企業の事務負担が相当重たくなると思われます。CFC 税制は平成 29 年度に大きな改正を受けたばかりです。企業として次はもう IIR、"Income Inclusion Rule"にも対応するのか、という不満を持っているわけです。CFC も IIR も一部似たような租税回避を念頭に置いたルールという見方が可能ですが、そもそも日本の企業には欧米企業のようなアグレッシブな租税回避を行っていないという自負があります。

不当な租税回避を行う輩がいるから存在するルールを実行するために、租税回避を行っていない善良な納税者の事務負担が発生するのは耐えられない、というような発想が根底にあるようにも見えるのですが、そういう気持ちはある程度理解できます。

これに関しては、だったら、自分たちもアグレッシブな租税回避をやればいいじゃないかというような反論もあるかもしれませんが、今の日本の企業にとってはそのような反論はあまり説得力がないのではないかと思います。

国内法を改正してピラー 2 で合意した IIR を導入する際には、事務負担コストについての考慮は重要だ。また、タックスヘイブン対策税制（CFC 税制）の趣旨目的を明らかにするよい契機とすべきだ。

【渡辺】それから「事務負担コストに配慮すべきだ」、ということは、令和 4 年度の税制改正大綱からも読み取れます。ただ、「CFC 税制との関係で IIR をどう具体的に構成するか」、という問題については、今のところはっきりしたことは分かりません。それでも、何らかのコストの削減ということについては手当をすべきだと思います。事務軽減のための簡便化というのは制度を執行するうえで重要な視点だからです。例えば、昨年 10 月の合意に至る過程において、新興国や途上国は常にコンプライアンスの観点から制度の簡素化を主張してきました。つまり、「理論上はいかに正しい制度であったとしても、納税者あるいは課税庁がコンプライアンスコストに耐えきれないのであれば、そのような制度を導入すべきではない」ということが言えると思います。

もし IIR の導入を契機に CFC 税制の方も改正するというのであれば、この機会に CFC 税制の趣旨目的を明らかにすべきではないかと思います。かつては「配当（課税）繰延防止」という説明を CFC 税制についてしてきました。しかし平成 21 年度改正で外国子会社配当益金不算入制度が導入されていますので、これ以降は配当しても課税がないわけですから、現在では配当繰延防止という理屈はもはや通用しません。にもかかわらず、平成 21 年度以降も、CFC 税制はこの点を明らかにしないまま存続し続けています。先ほど話した平成 29 年改正でも明らかにされていません。ですから、IIR の導入は、それを契機として、CFC 税制の趣旨目的を明らかにし、IIR との違いを明確にする良いチャンスではないか、というふうに思っています。

【司会】大変貴重なコメントをありがとうございます。最近、執行の話を聞いておりますと、国税局でも今までは移転価格税制を非常に重視して執行していたのですが、CFC 税制も合わせて取り扱う部署の人員を増やしたりしているようです。企業にとってももちろんそうですし、税務署にとっても、事務負担の問題というのはきちんと押さえておく必要があると思いました。

【渡辺】今年度からスタートしたのがグループ通算制度ですね、連結納税制度がなくなって、グループ通算制度がこの 4 月（2022 年 4 月）から適用開始ということになっていますけれど、あの連結納税制度を見直す改正のときも事務負担ということが強く意識されています。課税庁にとっても、納税者の方でも執行コストがとてもかかるのです、連結納税は。だから変えようという話が出てきたと思います。ですから、執行コスト・事務負担というのは、今の税制においてとても大事な要素であると思います。

【司会】OECD が出したいろいろなレポートも、全部足すと 800 頁くらいになる内容で、これを読むだけでも大変だと思いましたので、たいへん良くわかりました。

✓　デジタルが生む無形資産とこれからの法人税のありかた

法人税が複雑化している。売上から仕入れを引いた付加価値分についてきちっと課税し、再分配の原資とする。歪みも少なく執行も簡単なはずだ。

【中尾】この「CFC」。普通の見ている人に分かりにくいかもしれないが、Controlled Foreign Company。外国にある子会社が、軽課税を利用してお金をためている、税金を免れているということなんですけれど、今の森信先生のお話と渡辺先生のお話を聞いていますと、法人税はどんどん複雑化していってしまう途にあるなと。

デジタル化すると無形資産からの利益が増えていくので、移転価格といったって、独立企業間価格自体が分からなくなってしまう。非常に個別性が強いから。それに色々な対応をしてきているのだけれども、法人税自体が非常に難しくて、むしろ消費税というか、付加価値、売上そのものから仕入れを引いたものに対する消費地での課税。そういった課税の方向に収斂していくという可能性はないのでしょうか。

つまり、法人税というのは非常に大きく儲けているはところに課税したいという気持ちは良く分かるので、特に大きな企業には課税するが、幅広く課税する税制としては、法人税は儲かっている企業にかけるので、むしろ赤字にした方が得だということになるし、税制としてはややいろんな問題が出てきていると思うんですけれど、どういうふうに考えればよいのでしょうか。

消費課税の方が、売り上げから仕入れを引いた付加価値分についてきちっととって、歳出の方で再分配に使っていくという方が、ディストーション（経済活動に与える歪み）もないし、執行も簡単なのではないかという気もするが思うがいかがでしょうか。

非常に重要な問題提起だ。法人税が“溶けていく”時代にあって、デジタルサービス税（DST）のような、消費税と法人税と法人税の中間みたいな税も登場した。

【森信】私も、大きな流れとしては中尾さんがおっしゃったことに賛同しています。

この後でデジタルサービスタックスについての議論とも関係しますが、まさに“法人税が溶けていく”時代にあって、デジタルサービスタックス（DST）というのが今ヨーロッパで導入されているが、これは消費税と法人税の中間みたいなものなのです。中尾さんが言ったように、まさに法人税が消費税化していく、これは消費税に変わるというよりは、「仕向地法人税」という方式に変わっていくと考えた方がいいのじゃないかと考えます。

やはり、さっき言った無形資産の評価の問題を考えますと、仕向け地で課税する方が、はるかに合理性が高くなってきているんじゃないかと思うんですね。これは、現実に今から5〜6年前ですか、トランプ大統領が大統領選挙期間中に「ボーダータックス」という名前で、米国民に訴えたのですけど、なかなか理解できないところがあって、時期尚早ということでその税制は見送られた経緯があるのですけど、改めてこのデジタルサービスタックスの議論の中で仕向地法人税というものを考えていく時代に入っているんじゃないかと。それで、今の中尾さんの問題提起には非常に意味があると思いました。

仕向地型・消費型の法人税は、以前トランプ氏が主張したが、理論的にも根拠がある。

【渡辺】同じです。トランプ氏が例のDestination Based Cash Flow Taxを提唱した時に、実は賛同する人は結構いたのです。トランプ氏が言う前から、そういう課税を提唱している学者もいました。ただ、あの時は選挙など政治的なものがあった時期で、アメリカは消費税を国レベルでは持たないために、トランプ氏がヨーロッパを羨ましがって言っているだけじゃないのか、という歪曲した報道もありました。

実はそれだけの話ではなくて、仕向地型の法人税は理論的にも支持できる部分があります。

法人税、あるいは DST の負担者が誰かということを考えておく必要がある。

【渡辺】それから、法人税の大前提として、この税を払っているのは誰だ、という議論があり、それが実はまだ片付いておりません。しかし、これはおそらく証明することは不可能だし、仮にできたとしても負担する人はケースバイケースだと思います。独占や寡占のような場合と、市場がちゃんと機能している場合でも異なると思います。いずれにしても、法人というのはフィクションであって、実際の世の中に目に見える形では存在していないわけです。個人のことを法律学では「自然人」ということがありますが、法人は自然人のようにリアルに存在していませんので、税金を自分で払うということは最終的にはできません。

ですから、商品の価格を上げて消費者に法人税分を負担してもらうとか、賃金を下げることによって労働者に負担させるとか、あと取引先に負担させるとか、そういう転嫁を必ずやらないといけません。結局法人税を上げたり下げたりするとどこにツケが回るのか、ということを考えないといけないことになります。

後で時間があれば少し話ますが、DST についても DST は誰が払っているのだ、という議論が実はあります。DST を払っているのは、DST をかけた国の国民でないのか、という議論もありまして、そういった発想というか、そこまで考えて法人税を議論することが大事だと思います。

もう 1 点補足すると、現在の巨大 IT 企業というのは、winner-takes-all で、利益を総取りしまうことが起きる。対抗相手を悉く潰してしまって大きくなる。しかもその速度がとても速い。そういうふうに急激に成長した IT 企業に対して、もしその企業がどこにも税金を払っていないという部分があれば、それに対してどう対処するかということは、これは喫緊に対応しなければならない問題です。

【司会】たいへん広がりのある問題なので、限られた時間で全部を取り扱うことは難しいと思いますが、本件の背景に、いわゆる欧州と主に米国の間の利害対立、そして、欧州が導入したデジタルサービス税（DST）、この DST との間の問題というのがございます。この点について取り上げてみたいと思います。

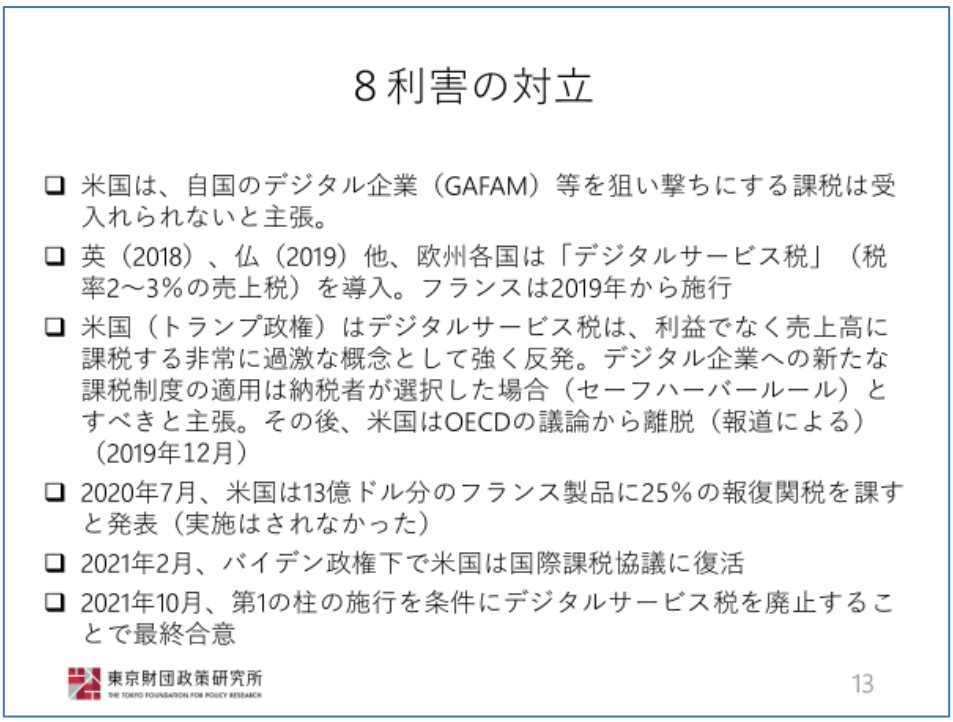

【司会】2013 年に BEPS プロジェクトが始まってから 10 年近く、BEPS2.0 でみても 5 年ぐらいかかっているわけですが、時間を要した背景には各国の様々な思惑の違いがありました。最も象徴的なのはやはり米国とヨーロッパの DST の間の利害対立、GAFA と呼ばれる巨大テクノロジー企業を抱える米国と、それ以外の国や市場国の間の問題ということです。

アメリカは自国企業を狙いうちにするような税はダメだと強く反発しました。巨大デジタル企業が現実にはアメリカに集中しているので、結果としてそうなっているということだと思います。

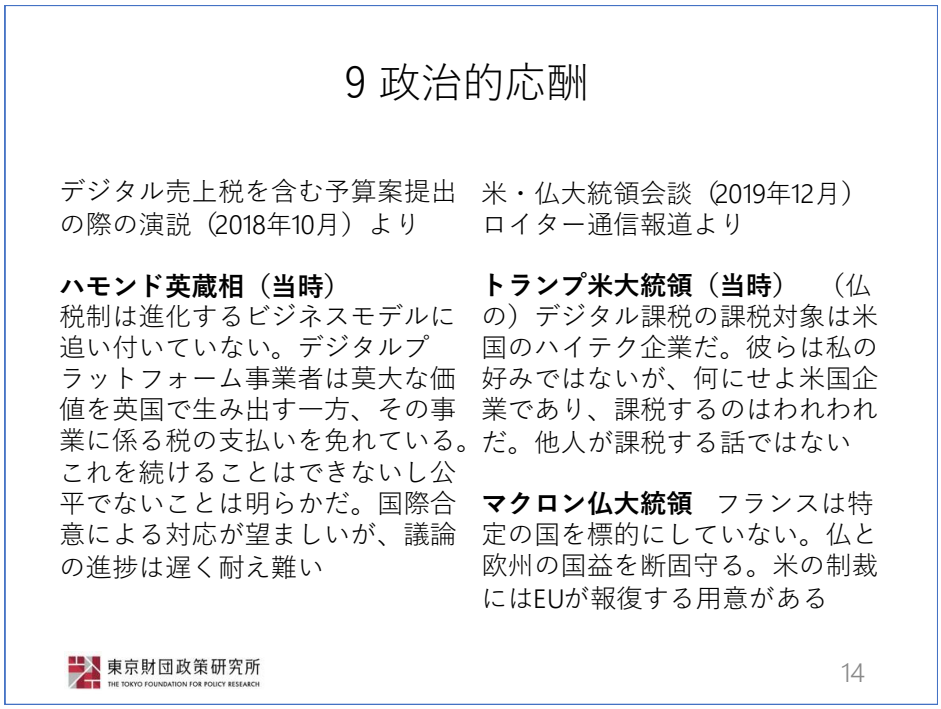

【司会】政治的な応酬について少し紹介しますと、例えばアメリカとフランスですが、2019 年 12 月。これは米国が報復関税をかけるといった議論していた時ですが、報道によると、トランプ大統領は、「デジタル企業の課税対象は米国のハイテク企業だ。自分はこれら企業は好みではないが、いずれにせよ米国の企業であって、課税するのは自分たちだ」という、非常にわかりやすいというか、強い主張をしていて、一方マクロン大統領の方は、「フランスは特定の国を標的にしているわけではない。フランスと欧州の国益を断固守る」ということを言っております。

先ほどの紹介にもありましたが、去年の 10 月の合意でピラー1 を入れたときに、その後、欧州は既に入れてきたデジタルサービス税を廃止するということで一応の合意をしているわけです。

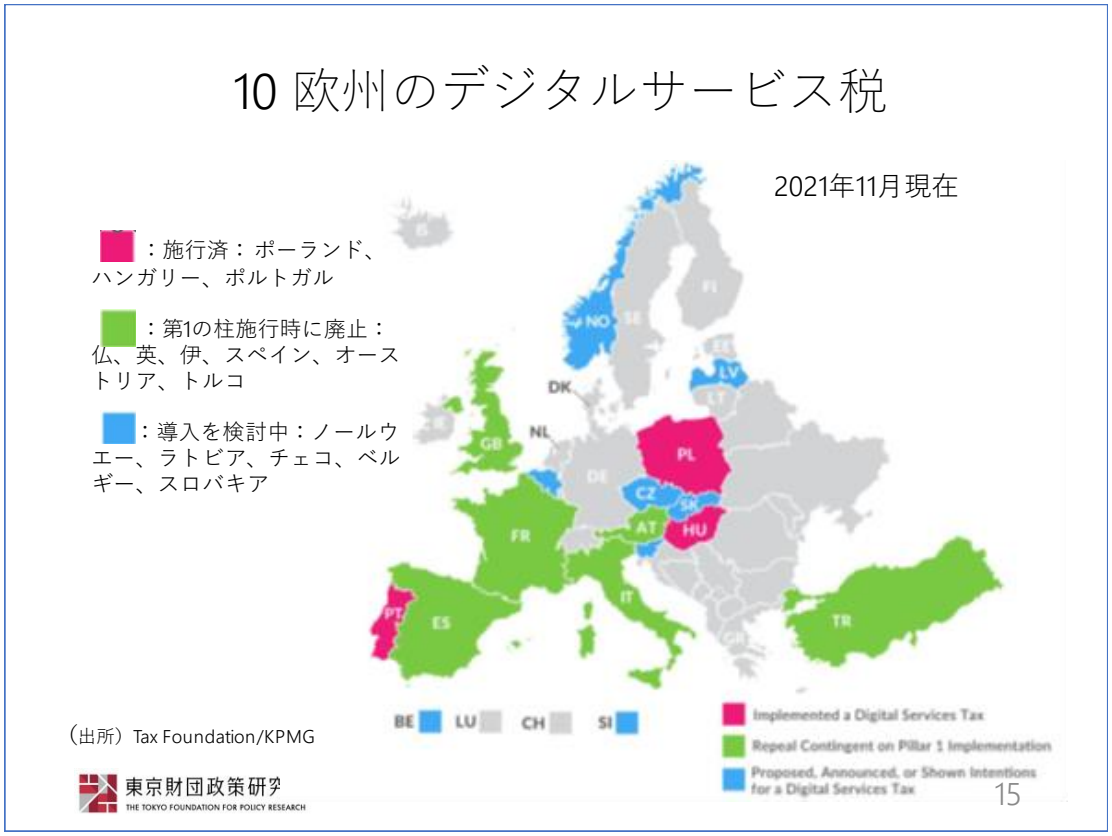

【司会】そして、「10 欧州のデジタルサービス税」は、タックスファンデーションの資料を転載していますが、緑色の国は第 1 の柱を施行したときに廃止すると言っている国、イギリス、フランス、スペイン、イタリアなどです。今入れていて廃止すると言っていないのがポーランド、ハンガリー。他に導入を検討している国もある。こういう状況です。

また、合意の施行が遅れた場合にデジタルサービス税を復活させる、というような議論も欧州では出てきているようです。

ですから、この問題はまだくすぶっていて、決着していない、と言えるかもしれません。

✓　デジタルサービス税（DST）は果たして良い税か、悪い税か。日本も導入すべきか

【司会】さて、デジタルサービス税という新しい税。ただいま将来の法人税の姿をめぐっての議論もありましたが、あまりに単純な聞き方で恐縮ですが、DST は税制として良い税なのでしょうか、悪い税なのでしょうか。

DST には技術的な問題がある一方、国民の間に人気がある。コロナ禍で疲弊した財源を少しでも補填することもできる。

【渡辺】良いか悪いかと聞かれれば、一部の例外を除いては、これが理論的に良い制度だ、あるいは世界に誇れる制度だと捉えている学者は、今のところそれほど多くないというのが私の印象です。

DST については、もともと、政治的な交渉の中で出てきたような側面があるものですが、DST の問題点として次のようなことを挙げることができます。まず、何に対する課税なのかという問題です。

DST は、本来なら市場国が自ら課税すべきなのに、これまでの国際課税のルールで課税できていない法人税の税収を補うことが目的でした。イギリスフランスなどは、OECD における合意が成立するまでの「暫定的な措置」という言い方で DST を正当化してきました。

しかし、DST は、形式上は利益に課す直接税ではなくて、売上税の形をとっています。したがって、DST を課すことで国際的な二重課税が起こったとしても、租税条約上の救済が与えられません。

具体的には外国税額控除という救済がないわけです。租税条約は、同じ利益に 2 つの国が法人税を課した場合など、所得課税における二重課税を調整するためのものであって、法人税と売上税の二重課税を調整することはないです。

これは DST の対象となる企業にとっては一大事なわけですけれども、DST を課す国の国民一般には受けが良いというのが現状です。例えば、フランス国民はアメリカの巨大 IT 企業に DST を課すことを歓迎しました。もちろんトランプは激怒したわけですが、マクロンは黄色いベスト運動を行ったような人たちに逆らえなかった、という風にも言われています。

このような動きに、コロナ禍が拍車をかけることになります。財政出動を繰り返して疲弊した財源を少しでも補充するために DST に対する期待が高まったわけです。地域としての EU が DST を導入しようとしたというのもその典型です。

昨年の合意前の論文になりますが、例えばミシガン大学のアビ・ヨナ教授は、「各国の国民に人気があって、そして世界的なパンデミックの膨大なコストを緩和するための収入を生み出す手段である DST を各国が放棄することに期待をするのは非現実的だ」とまで述べていたわけです。論文でそのように書いています。

しかし、各国がこぞって DST などの一方的措置、勝手に自分の国でルールを作って税金をかける、そういう一方的措置を導入すれば、法人税と DST の二重課税だけでなく、各国が導入したそれぞれの DST や一方的措置同士の二重課税まで起こることになります。そして合意なき一方的課税というのは、実質的な二重課税や多重課税を招き、一方で紛争解決の手段を欠き、納税者である企業に多大な負担を強いるという結果を導くことになります。

ただ、現在、包摂的枠組みにおいて DST 廃止の合意に至りました。ですから、今後は各国が本当に DST

を速やかに取り下げるかどうかということが注目されているわけです。

例えば、イギリスは第1の柱が発効した時点でDSTを撤回する、と一応言っております。2021年10月の政府声明によると、イギリスはDSTと第1の柱の間のギャップを埋めるために、「DSTクレジット制度」というものを導入する予定だと言われています。第1の柱が多国間条約によって実施された後、企業は、2020年以降にDST分として支払った税と、第1の柱が実施されていれば支払ったであろう税との差額を、将来の第1の柱による租税債務と相殺できるようになる、と今年の5月に報道されています。要するに、支払ったDSTを将来の第1の柱による税金から控除してやろうと、そういう発想だと思います。

イギリスはそうなのですけど、カナダはちょっと状況が異なるようで、2021年10月の合意の後に、第1の柱に関する条約が発効しないのであれば、2024年1月1日を発効日とするDSTを進めるというふうに発表しております。しかもこの税は2022年1月1日時点で対象企業が得ている収益に遡及して適用すると言われているため、米国の経済界が猛反発したという経緯があります。

いずれにしても、これは現在の状況なので、今後の各国の動きによって変化が生じてくてる可能性はあると思います。DSTを取り下げるとか、もっと強力なものを課すとかですね。

100社しか対象にならない国際合意（第一の柱）で得られる税収では、DST廃止により失われる税収を回収できないことが懸念される。

【渡辺】総じて、多くの専門家やエコノミストは、第1の柱が比較的少数の企業の利益の、さらにごく一部にしか適用されないので、ほとんどの国、特に低所得国が既存のDSTを廃止することにより失われる歳入を回収することができないのではないか、ということを懸念しています。第1の柱の対象企業は100社程度であったということを思い出してください。第1の柱に関する合意の条件は、DSTのような一方的な課税をすべて撤廃することによってのみ、市場国が新たな課税権の配分を受けることができるというものでした。しかし、DSTの方が第1の柱より多くの企業を対象とする可能性が高いため、取り下げに消極的な国が出てくるというわけです。OECDの提案よりもDSTの方がより多くの税収を得られる可能性があるからです。そこが、これから難しい問題として起こってくるかもしれないということです。

【司会】お話を伺って、連立方程式というか、問題が多元的になっていて、いっぺんに解決するのは難しい問題だということが分かりました。

さて、デジタルサービス税（DST）について、主要な市場国でありながら、これについて検討していない有力国として、ドイツと日本があるのじゃないかという指摘がございまして、海外の有力紙の中には、これを「遅れている」という言い方をしているものもあったというふうに記憶しております。森信先生は以前、この問題について、日本のデジタルサービス税のありかたについてのご論考を発表されていたと思いますが、お考えについてお聞かせいただけますでしょうか。

ユーザーと巨大デジタル企業。現実にDSTを誰が負担するのかを考える必要がある。また、DSTは課税要件を各国が内外差別的に決めることも起きうる。

【森信】今の渡辺先生の説明で DST の論点は全てカバーされていると思いますが、あえてすこし補足させてもらいますと、DST は誰が負担する税なのかというところが一番大きな問題ですね。

基本的には消費税と同じですから、納税義務者である GAFA と、それを消費する消費者、どちらかが負担するわけですが、それはその時の経済情勢・力関係によって決まるわけで、GAFA の場合は少し料金が高くなるから GAFA のサービスを利用しないという訳にはいかないということ、寡占状態にあるということを考えると、圧倒的に負担は消費者負担ということにならざるを得ないわけですね。

そうなると、なんだと。GAFA への課税が、結局自分の利用料金の増加になって跳ね返ってくるだけではないか、ということになって、そういう意味では国民に必ずしも受けのいい税とは言えないかもしれない、ということです。

それから、もう一つの私の思う問題点は、課税要件、納税義務者の定義をいろいろと各国で変えることができる。日本で言えば、例えば GAFA だけ課税となって、同じようなサービスを提供している楽天とかは課税されずに、外国の企業だけが課税されるような課税要件を設定することができる。これは、本来は WTO 違反・GATS 違反だと思うのですが、そういうことも可能になり、政治的にいろんな活用ができる税と言えるわけです。

今日、法人税には無形資産への課税の困難という大きな問題を抱えている。DST も超過利益への課税とみれば容認しうる部分もある。

【森信】ただし、もう一歩踏み込んで考えると、こういう税、新しい税かもしれませんが、先ほどちょっと言いましたが、法人税を消費税化する、その中間的な位置づけにあると考えることもできる。

付加価値が発生しているところで課税してしまう。それは法人税なのか消費税なのかわからないが、法人税もそういうふうな形に変えることができる、仕向地法人税ということを考えれば、一つの過渡期の税制とも考えられる。

そういう意味では、税法の立場からは、評価というとおおげさだが、注目すべき税制だと思います。

いずれにせよ、この問題の根っこにある無形資産というものへの税制・課税がいかに難しいかということで、一つは先ほどのようにフォーミュラ方式で、超過利益に課税しようという方式に変わりつつある。DST も超過利益への課税ということであれば、容認できる点もあると思いますから、これからこれをどう考えていくかというのは、税法の先生方の間においても非常に興味深い話ではないかと思います。

DST は“消費者余剰”に対する課税という見方も可能と考えている。

【森信】あえて付け加えれば、これは私の論点であるので、多くの賛同はないかもしれないが、GAFA、特に Google を例にとれば分かりやすいが、タダで検索サービスと使っていると。そこに消費者余剰が生じており、それへの課税だと考えれば、決しておかしくない、という考え方もできる。非常に奥深い税制と私は考えます。

【司会】租税法のありかたとしても、新しい税としていろいろ検討する余地があるということですね。

政治合意が進展しない場合、日本も DST の導入を検討すべきだ。

【森信】先ほどのご質問に対する答えとしては、BEPS の合意、特にピラー１の合意が政治的にうまくいかなければ、私は日本もこの税制を検討していくべきだということを付け加えておきます。

【司会】合意形成を促進するために、日本も導入するという考え方を示すこともあり得るのではないか、こういうふうに理解いたしました。

Ⅲ　ポストコロナ・国際合意と競争・格差

【司会】次に、もうすこし幅広い観点からの議論に移りたいと思います。大きな文脈で、デジタル課税のメガトレンドのようなものを議論したいと思います。

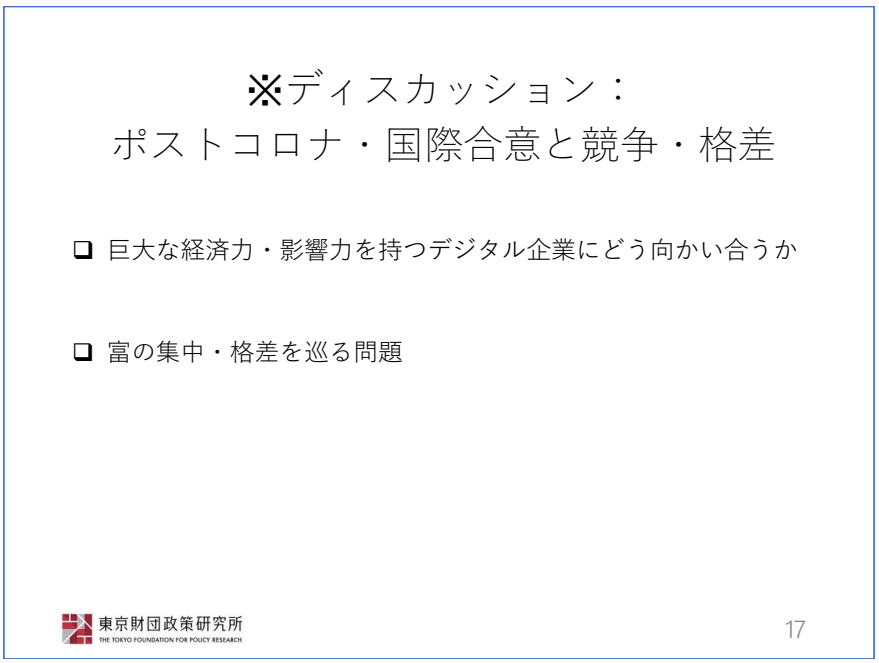

２つあげてみたのですが、

一つは、非常に大きな企業、独占的な企業でしかも高収益という企業がでてきているが、こうした巨大な経済力と影響力を持つデジタル企業にどういうふうに向かい合っていけばよいのかということです。限界費用も小さく、独占的ということで、EU はデジタル市場法など、税以外の規制を導入するなどしております。各国の利害が大きく異なるという前提の下で、どのように協調的な対応を図っていくのかというのは非常に難しい問題だと思いますが、中尾先生にお伺いしたいとおもいます。

【中尾】櫻井さんがこの問題、最初からずっとフォローされてきているので、まず櫻井さんにお話しいただいてはどうでしょうか。

❑　巨大な経済力・影響力を持つデジタル企業にどう向かい合うか

「デジタル企業とは何ぞや」ということから考える必要がある。GAFA 課税として始まった国際交渉だが、今や GAFA でなく GAMA（メタ）だ。自動車産業だって“デジタル”になり得る。国際的な議論の今後の展開も注意深く見ていく必要がある。

【櫻井】デジタル企業とは何ぞや、というところから実はあると思います。

BEPS 合意は 10 年の議論を経て、そして 100 年に 1 度の合意というふうに謳われましたけれど、議論の当初は GAFA 課税といわれていたのですが、今や「GAFA の時代なのですか」、という指摘もあって。メタバースであったりとか、デジタル通貨であったりとか、NFT であったりですね。すでに、せっかく合意はしたのだけれど、もう GAFA の時代から、とうに実態が移っているんじゃないか、といった話もあるわけです。

先ほど、森信先生から BEPS 合意の日本企業への影響について、「日本企業油断するべからず」というお話がありましたが、これは私、本当にその通りだなとおもいました。と言いますのも、当初、この交渉が始まった時、やはり GAFA 課税だと思われていて、デジタル課税だと言っていたのです。そうすると、その”デジタル”って何でしょうという議論がありまして、検索サービスとしての GAFA だけでなく、例えば日本のメーカーも関係があるカーナビとか、自動車産業、こういったものも実はデジタルになるのではないかといった議論が盛んに行われていたことを思い出しました。

実際、まだ着地もしていないのでその先の話をするのは鬼が笑う形になるかもしれませんけれども、合意した後も 5 年に 1 度レビューをしていくことになっていますから、やはり対象そのものがどう広がっていくかということについては、森信先生おっしゃるとおり、細心の注意をもって交渉の行方を見ていくべきだと思います。

早い変化のスピードと国際交渉のタイムラグを縮める努力が必要だ。

【櫻井】デジタル化の進展があまりに早いので、課税交渉の議論のスピードと合わない。タイムラグが生じるというところはすごく大きいと思うのです。

その中で、フェアネス、常識的な範囲内でどう落とし込んでいくか、あるいは一般消費者から見てツケが回ってこない形にきちんとなっているか。そういったことを点検しながら、独占的企業に対しての課税というものを捉えていくべきではないかと感じています。

巨大企業が国境を越えて自由に行動することは、経済面を超えた社会のありかたの問題にかかわってきている。最初から統一的・包括的とはいかなくても、GAFA のようなところには対応しないと社会がもたない。

【中尾】私は、非常に巨額の利益を上げているところへの課税は、完全に統一的に、あるいはコンプリヘンシブ（包括的）にできないまでも、進めていかざるを得ないと思うのです。

というのは、GAFA と言われているところは、サーチエンジン、e コマース（アマゾン）、チャット機能などありますよね。そういうところは、さっき岡さんも言ったように、売上を増やしても限界コストが低いので、winner-takes-all になってしまう。ですから、巨額の利益を得る。それから誰かが使い始める

と、いわゆるネットワークエクスターナルティということで、総取りになる面が非常に強いのですよね。

Internet of Things とかメタバースと比べても、GAFA が始めたのは、元々軍事産業の技術を使ってやっているものが多い。GPS とかインターネットとか。そういう、いわば国のお金を使って開発したものに乗って、いろいろな工夫をして、すごく大きな利益をあげている。無形資産というか、アルゴリズム等を使ってはいるわけだけれども、まずはこの不公平感を是正しなければならないと私は思います。

例えば、アメリカも、現在 1 人あたり GDP は日本の 1.5 倍くらいになっているが、多くの人の給料はあまり変わっていない。だけど、そういう GAFA のようなところは巨額の富を蓄積して、数兆円といった個人資産があったり、そういう問題に携わっている金融機関の関係者や弁護士など、儲かっている人は儲かっている。普通の人はそうではない。ですから、政治的にも、公平性の観点からも、競争条件の観点からも、そういった、いわば“ぼろ儲け”をしているところに課税するというのは当然であって、完全に整合的にできなくてもやらなければいけないのではないか。・・少し社会民主的というか左派的になってしまうのですが。

というのは、IS バランスというか、ものすごく利潤があるので使い切れない。そうすると、貯蓄・投資バランスもずれてきて、世界的に需要が足りない問題を引き起こしている。

それから、すごい技術力を持った新興企業が競争相手になるとすぐ買収してしまうという競争条件の問題。それから、データやプライバシーも全部コントロールしてしまう。場合によっては国以上に力を持つ。今回のウクライナの問題をみても、サイバーの利用によって、安全保障の問題にもなる。

そういう企業が自由に行動するということは、経済面を超えた、いったい社会はどうあるべきなのかという問題に実はかかわってくるようなことになってきているので。話を広げすぎましたが、私は税制を含めて、いろいろな形で、どこまでという問題はありますが、とりあえず GAFA のようなところについては対応していかないと社会がもたないと思いますね。

ただ、一方で、それをできるかどうかについては、先ほどから話が出てきているように、技術的な問題もあるし、国ごとの利害もあるし、国の中での意見の違いもあり難しいとは思いますが、やらないとまずいということだけは私は強く思います。

アイルランドの一人当たり GDP は日本の 2 倍、計算される生産性も高いが、大きな部分が企業の利益で住民の所得ではない。

【中尾】例えば、アイルランドの一人当たり GDP は日本の 2 倍くらいになっていて、生産性も、それを労働時間で割っているので高い。しかし、アイルランドの人が儲かっているのでなく、アイルランドにある法人、Google とか、そういうところの子会社がすごい利潤を持っている。それが GDP の一部になっている。そこからスピルオーバーがあって、その周りのパブとかの人は儲かっているかもしれないし、勤めている人もある程度高い給料があるかもしれないが、ほとんどは企業の利益なのです。

そういう問題も含めて、ちょっとおかしいな、ということについては素直にまず対応し、整合性がなくなればまた対応していけばよいので、全て一気に解決することは難しいと私は思います。

【司会】途上国はこの議論をどうみているのでしょうか。

途上国は発展している。グローバル化と技術化により中間層が消えていっているのは先進国の問題。

【中尾】途上国は、そこまでまだ考えていないかもしれません。というのは、途上国は今発展しているわけです。特にアジアの場合は。だから、それによってどんどん所得が増えて、法人税も、あるいは消費税も増えていっているのですよね。だからあまり GAFA といった問題に注目が行っているとは思えない。むしろ、国内で外国直接投資がなされたらそのパートナーになるとか、あるいは土地を持っているとか、いろいろな形で別のまた格差があるわけですよね。GAFA が問題となったのは、やはりアメリカを含めた先進国でないかと思います。グローバル化と技術化によって、中間層というものがガーッと落ちてきている問題は、むしろ先進国の方に起きているのではないか。

❑ 富の集中・格差を巡る問題

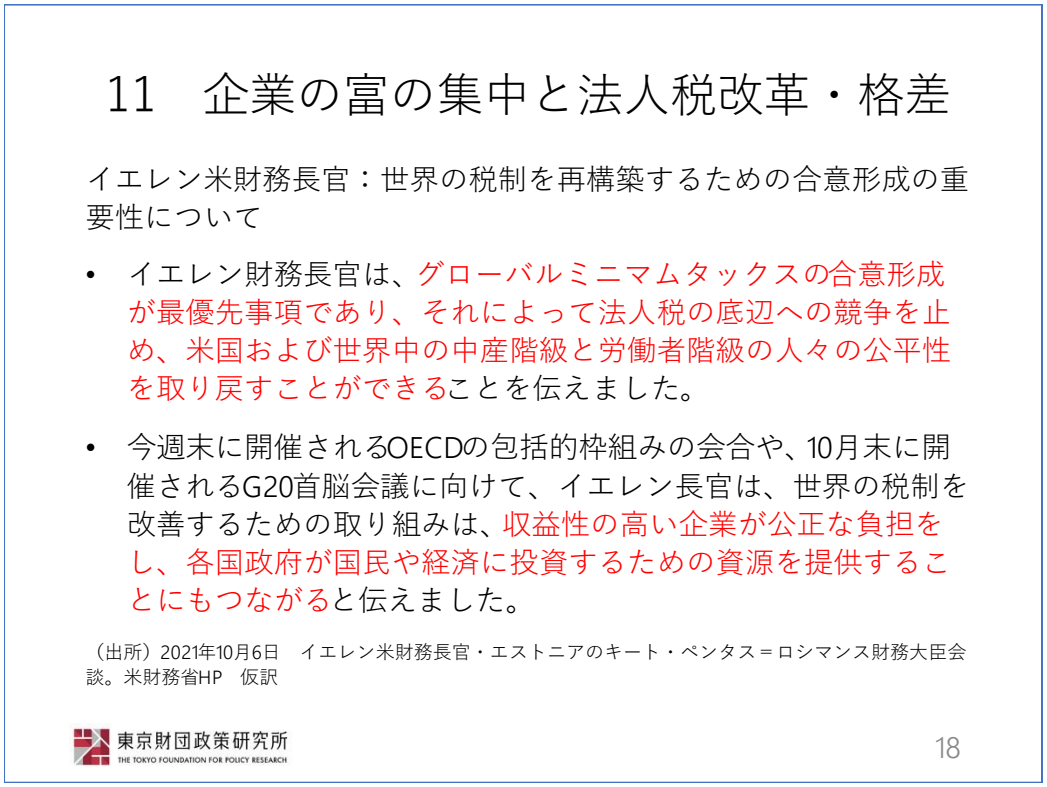

【司会】昨年 10 月の合意前ですが、イエレン米財務長官は、合意への参加をその時点では留保していたエストニアの財務大臣との電話会談で 「グローバルミニマムタックスの合意は大事で、それによって法人税の底辺への競争を止めて、これは中間層にメリットがあるのだ」 ということを強調されています。

「収益性の高い企業が公平な負担をし、各国政府が国民や経済に投資するための資源を提供することにもつながるのだ」と言って説得しています。エストニアはその後、賛成に転じ、2021 年 10 月の国際合意に加わっています。（注：エストニアの留保は、ポリシー上の理由というより国内税制を巡る技術的な問題によるもの）

格差問題には先ほども少し触れていただいていますが、敷衍する形で、国際合意後あるいはポストコロナの税制の問題、今日も話題になった富の集中と格差の問題などについて、あらためて櫻井先生のお考えを伺えたらと思います。

富の集中は今後も進む。国際課税の新ルールによって得られた財源は、格差是正の観点から得られる財源なので、格差の解消に使ってほしい

【櫻井】富の集中という意味では、今後も大きな政治的変化がなければ更に進むとみられています。

世界不平等研究所が去年出したリポートで、世界の上位 10%が世界の富の 3/4 を保有している、独占しているということが話題を呼びました。

同じリポートに、同じペースで格差の拡大が進むと 2070 年には 10%ではなく、たった上位 0.1%の人たちが世界の富の 1/4 を保有することになる、といった予想を立てています。

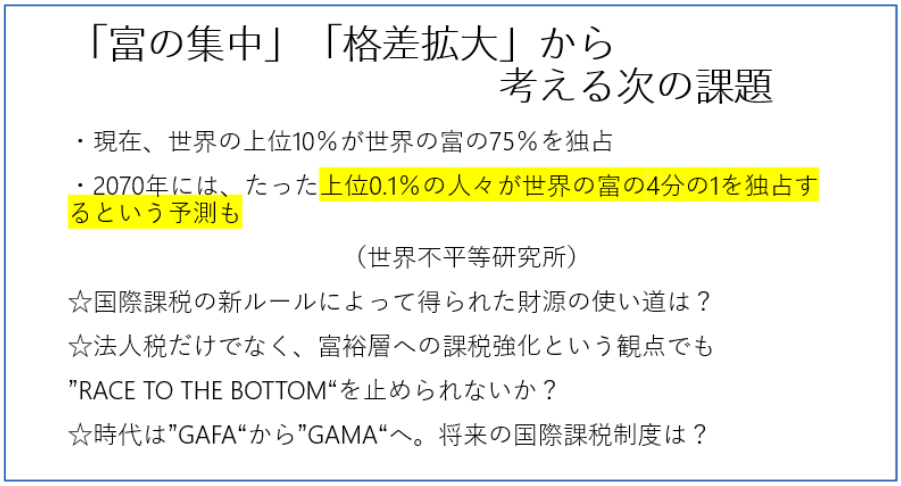

今後の課題として、そういう現状を踏まえて考えると、国際課税・BEPS 合意そのものとはちょっと議論が違うのかもしれないのですけれども、素人的立場で注目しているのは、やはり合意によって得られた財源をどう使っていくのかという点です。

最終的な着地が見えていない段階でこれを言うのは早いのかもしれないのですけれども、格差の是正という観点から得られる財源なので、やはり格差の解消にどう役立つのか、という観点から有意義な使い方をしてほしいなと、個人的には思っております。

それから、富の集中や格差は、コロナによっても拡大していて、これについては富裕層の方たちの中からも、「私たち金持ちからもっと税金をとってほしい」といった問題提起も実際起きています。

Patriotic group of millionaires という、イギリスやアメリカを中心としたグループ、ウォルト・ディズニー一家の末裔の方なども入っていますけれども、富裕層への課税強化ということを主張しました。これは、歴史的には「労多くして実が少ない」といった捉えられ方をしてきたと思うのです。実際そうなのだと思います。

ただ、今回法人税で、Race to the bottom（税率引下競争）に一定の歯止めをかけられるのではないか、

という期待があります。全く専門家でない立場からすると、これを、例えば富裕層への課税強化という点でも、何か国際的な議論の対象とすることはできないのだろうか、とか。そういったことを考えます。

イノベーティブな動きを促すような規制緩和とセットで、国際的な議論を通じて富裕層課税の”Race to the bottom”を止めることはできないか。

【櫻井】よく巨大企業それから富裕層への課税強化をすると、イノベーションを阻害する、という議論が聞かれます。ただこれって、実は、あくまでもその相対的に逃げ場があるからそうした議論が成り立っているのじゃないかなと思っています。

もともと、巨万の富を築くような才能ですとか努力の持ち主っていうのは、いかに税金逃れをするのか、ということをちまちま考えるよりも、大きく稼いでいただいてたくさん税金を納めていただく、ということが大事じゃないかと思いまして、イノベーティブな動きを促すような規制緩和とセットで、課税強化についても国際的な議論を進めていくってことができないものなのかなと言うことを、頭の体操として考えました。

経済社会の早い変化のスピードと国際交渉のタイムラグを縮める努力をしてほしい。

【櫻井】最後に、先ほど話したことと重複して申し訳ないのですけれども、この新しい国際課税ルール、もともとは GAFA の台頭とその成長ということを背景に進められてきましたけれど、実際には、ポストコロナの動きと相まって、今後、メタバースだったり、GAFA もいまや「GAMA」でありまして、そこにテスラは入ってこなくてもいいのか、とかですね。実際の世界の動きというのがどんどん進んでいるわけです。(注：Facebook⇒Meta に社名変更)。

そして、ロシアによるウクライナ侵攻が長期化すれば、お金の流れもそのブロック経済化して世界的に変わってくる。大きな潮目の変わり目に来ているかもしれないと思います。

どうしても国際課税の議論というのは、今あること、あるいはちょっと前にあったことに対する課題解決ということで、 未来に起こりうることを予測してそこから国際課税のルールについて考えていくのは現実的に非常に難しいということはわかっているのですけれども、今後どうなっていくのか、ということも考えながら、どうしても 5 年遅れ 10 年遅れになっているところを、スパンをもう少し短くして、柔軟にやっていく。企業もそういった姿をにらみながら一緒に考えていく。こういった不断の見直しとか努力というものも必要になってくるのじゃないかなと思っています。

ピケティが指摘したように r>g なので､金融所得への課税だけでは格差の拡大を止めることはできない。

【森信】私は近い将来を見渡す中で、一つ重要な出来事というかコンセプトは、これはピケティが言っていることですが、r と g の関係、r というのは資本を運用して得られる利回りですね。g というのはいわゆる経済成長率。先進国は 200 年とってみると、常に資本収益率が国民所得の伸びより大きい。

これが、今後も続いていくだろうということを前提に置きますと、お金持ちの人はその資本を投下することによって r が得られる。その r の伸びがいわゆる勤労者、普通に働いて得られる所得は GDP と連

動していると考えれば、はるかに資本を運用する伸びの方が、働いて得られる給料の伸びよりも高いという。こういう状態が続いていくということなので、富んでいる人はますます富んでいくということになるわけですね。

つまり高い資本収益率でどんどんどんどん自分の財産を再生産していけば、勤労所得よりも高い伸びで富が伸びていく。こういう世界を前提にして、資本所得に対してですね、金融所得ですけれども、そこに課税を強化するというだけでは対応できないです。なぜならば、例えば資本所得が毎年 4%伸びるとして、そこに 5 割の税金をかけたとしても、税引き後で２％の資本収益がその投資家に残るわけです。そうするとますます格差が開いていくということになっていくわけです。

現実にそういう問題が起きているのがアメリカなのですが、バイデン大統領がこの間の予算教書で提案している課税方式は、資産への課税なんですね。資産そのものを時価評価し、それを所得とみなして課税する。あるいは、資産そのものに課税するという。これはアメリカの大統領選挙の時にウォーレン上院議員等が提案していた税ですが。資産所得への課税だけでは不十分で、資産そのものに課税しなければ格差は縮んでいかないと。こういう現実が既に一部の国では生じているということが非常に大きな出来事だと思うんですね。

岸田総理は資産所得への課税の強化すらやめましたが、世の中の今後の、格差の問題を念頭におけば、更なる税制のことを考えなければいけない時代に来ているのではないかと思います。

法人税では、無形資産＝超過利潤課税（通常の経済活動を阻害しない優れた税）の税収を分配に回すことが考えられる。

【森信】もう一つは、法人税の世界では、無形資産への課税は突き詰めていくと超過利潤への課税なのですね。超過利潤への課税は、経済学的にも経済厚生を阻害しない、非常に優れた税制だと。いわゆる”レント“（超過利潤）への課税ですから。通常の経済活動を阻害しないわけですから。

そういうところで税収を取って、先ほど櫻井さんが言われたように、それを分配の方に回していくということは考えてもいいのじゃないかな、と思います。

DST を「地域に固有なレントに対する課税」と説明する学者もいる。法人税の枠組みで DST をどう捉えるのかが問われている。

【渡辺】それぞれの方が言及された話題について、私なりのコメントをいたします。まず森信先生がおっしゃったレントのお話ですが、経済学ではレントに対する法人税は Distortion がない、歪みがないよい課税であると言われています。

さきほど、私が DST について、DST がよい課税といいますか、DST が一部理論的にも支えられる課税だと考えている人がいるような発言をいたしましたが、それについて申し上げると、ブリティッシュ・コロンビア大学の Cui 教授が “location-specific rent”という概念を用いて、「地域に固有なレントがあり、それに対する課税が DST なのだ」という説明をしています。長い時間をとってここで説明することはできませんが、Cui 教授のような議論があって、学者の間でも DST をレントとの関係で説明しようとする動きがあります。ただし、レントに対する課税だという場合には「どの部分がレントだ」ということを言

わなければなりません。例えばリスクテイキングについてどのように判断するかなど。あまり難しい話をここですべきではないと思いますが、今度は「レントの線引き」という問題が起こってくると思います。

いずれにしても、売上税ではなく、法人税の概念で DST を捉えなおさなければ、条約との関係でも救済を受けられませんので、法人税の枠組みでどうするのかということが我々に問われているのだと思います。一方で、先ほどから出ているように、法人税の概念をもう少し広げようとか、そもそも法人税って何なの、という議論もあって、議論はどんどん広がるわけです。先生方の話を聞いていてそんなことを考えておりました。

国家を凌駕する情報を持つ巨大プラットフォームへの対応は、今日法律学が直面している課題が。

【渡辺】それから、中尾先生がおっしゃっていた、巨大プラットフォーム企業をどうするのかという点は、正に法律学がこれから考えなければならないことだと思います。

巨大プラットフォーム企業が持っている情報というのは国家を凌駕してきていると思います。そして、ガバナンスの仕組みが国家と企業では異なるわけで、企業はステークホルダーとしての株主の利益を考えます。そのようなプラットフォーム企業にどういうふうに対処していくのか。これが先ほど櫻井先生おっしゃったこととも関係するのですけど、これから何が起こるかということを考える時に、保有する情報量において国家を超えた巨大な存在がある、若しくは出現してくる、という発想を持って法律学というのは対処していかなければならないような気がいたしました。

これは租税法だけでなく、競争法でよくこういう話がでます。また憲法においてもそうです。"プラットフォーム企業はお金に関する情報、お金の流れも把握するのです。彼らの持っている情報には、クレジットカード決済の情報が含まれます。そういうプラットフォームもあるのです。

シェアリングエコノミーの仕組みには格差拡大を助長する側面がある。巨額の富を得るプラットフォーム企業の課税と、役務提供より多くの報酬を支払った企業への税恩典が考えられる。

【渡辺】そのような観点から、格差の話を最後にさせていただきます。シェアリングエコノミーの顧客、例えば Uber Eats で食事を頼む人と Uber Eats で配達をしている人を例にとってお話をすると、まずそのお客ですけれども、時間的価値ないし時給の高いエグゼクティブが食事を作る時間とか、外食時間を節約して Uber Eats を頼んで、宅配に支払う手数料以上にその間働けるわけですから、そこで所得をたくさん獲得できれば Uber Eats があることで格差が広がるわけです。

もっと問題なのはサービスを提供する方で、自らの空き時間を使ってシェアリングエコノミー・ギグエコノミーで稼ごうと思っている人は、どちらかといえば低所得者層になると思います。例えば、時給に換算して 1 万円稼ぐ高所得者が空き時間を使って時給 1000 円の宅配で稼ごうとは普通は思いません。そういう人は時給 1000 円ならば余暇にその時間を使うはずです。

さらに言うと、ビジネスを始めるためには、配達だったら自転車やバイク等の装備代がかかるわけですから、それに見合う所得がなければあえて参入する意味は薄いわけです。しかし、そうやって働いて得た所得が適正かどうかということについて考えてみると、実はなかなかこれがあやしいわけです。

Uber Eats は雨の日の報酬を高めに設定するといった、“ダイナミック・プライシング制度”とか、顧客評価制度とかを導入していますから、配達員の努力次第で収入を上げることは、一応は出来るのです。でも、依然として情報の非対称性とか交渉力の欠如などの理由から、利益の大半はプラットフォーム企業が確保していると思います。その場合、プラットフォーム企業の役員の所得は高額になりますから、結局そこでまた格差が生まれてくるという構図があると思います。

こういうことについて、カリフォルニア大学バークレー校のロバート・ライシュ教授は、Uber のドライバーたちを取り上げて、これはシェアリングエコノミーじゃなくて、スクラップを共有するエコノミ、「share-the-scrap-economy」というふうに言っています。そこでは顧客の労働者＝シェアリングエコノミーにおけるサービス提供者は、オンラインでマッチングされて、労働者は品質と信頼性で評価されるけれど、巨額の利益はソフトウェアを所有するプラットフォーム企業へと流れて、残った“スクラップ”が労働者に送られるのだと。そういう分析をしているわけですね。

ですから、シェアリングエコノミーの領域においては、利益を上げているプラットフォーム企業に適正に課税するということが重要になると思います。更に格差拡大を是正するためには、サービスの提供者により多く報酬を払ったプラットフォーム企業に税制上の恩典を与える政策、一種の所得拡大促進税制ですが、そういうものも考えられるのではないかと思います。要するに、プラットフォーム企業をどう扱うか、というモノの見方が、今日の議論の関係でも重要ではないかと思います。

【司会】1 時間半にわたって、今日は BEPS 合意から始まりまして、競争・分配、幅広い問題を取り上げました。まだ議論は尽きないのですが、このあたりで終わりにしたいと思っております。

専門家の方のみならず、幅広い人々の関心を少しでも喚起するものになることを願って、本ウェビナーを締めくくらせていただきます。